Щ

選管告示

解散等に係る政治団体の名称等......

政治団体の異動事項.....

六五五

不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正 (二件)..... 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正..... 資金管理団体の異動事項...... 資金管理団体の名称等.....

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正(二件).......

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示の一部改正 (二件)

П

周南都市計画墓園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)....... 周南都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)......即周南都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)......四

政治団体の名称等......

解除予定保安林 (下関市) (森林整備課).....

目

次

道路の位置の指定 (建築指導課)..... 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課)....... 平成二十四年度山口県補正予算の要領の公表 (財政課)...... 安林の指定を次のとおり解除する予定である。 山口県告示第二百八十八号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、 保安林として指定された目的 解除予定保安林の所在場所 平成二十四年七月十七日 公衆の保健 下関市大字蒲生野字深坂六二八の二四(次の図に示す部分に限る。

山口県知事

=

井

関

成

保

解除の理由

電気通信施設用地とするため

(「次の図」は、 省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市産業経

済部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第二百八十九号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

その関係図面は、 柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

-	七七六	
の一熊二、毛	地	平
地先及び六六郡平生町大宮	名	<u> </u>
ハ チ	及	- 点
一六曽の五根三四字	び	十四年七月十七日
地の明先六地六六	番	七日
六四六八一の	地	
四 · ()	(メートル)	ılı
九五・八	延 (メートル)	山口県知事
三八八:二八	(平方メートル) 直路の敷地とな	井 関 成

癜 癜

₩ >

□▷

빡

2,501,500 2,500,000 2,500,000

695,220,036 109,716,100 109,716,100

697,721,536 112,216,100 112,216,100

湩

3 眾

#

貴

2総

貴

鉋

找

賁

2,500,000 2,500,000

6,173,911

8,673,911

29,473,977 補正前の額

31,973,977

빡

87,839,869

87,841,369

款 绣

屈

繿

H

第2条

債務負担行為の追加は、

「第2表

債務負担行為補正」による

П

報



第2表

債務負担行為補正

EE

□▷

빡 祉費

2,501,500

695,220,036 72,902,472

697,721,536

72,903,972

1,500

社会福

巡

出

(三二七) 平成二十四年度山口県補正予算の要領の公表

領は、 平成二十四年六月山口県議会定例会で議決された平成二十四年度山口県補正予算の要 次のとおりです。

平成二十四年七月十七日

山口県知事 = 井 関 成

紦

3 機

勘

占 打

訓 緬

H

追

平成24年度山口県一般会計補正予算(第1号

(第1号)は、次に定めるところによる

平成24年度山口県の一般会計補正予算

第1条 (歳入歳出予算の補正) 予算の総額を歳入歳出それぞれ697,721,536千円とする 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,501,500千円を追加し、 歳入歳出

(債務負担行為の補正) 予算の金額は、 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 第1表 歳入歳出予算補正」による

(地方債の補正)

地方債の追加は、 第3表 地方債補正」による。

Щ

13繰

越 쾣

串

一編

越

串

1,500 1,500

1,500 1,500

氲

第1表 第3条 歳入歳出予算補正

洱 権 H 盛 補正前の額 単位 (旧十

(三二八)特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定により、

び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。 変更後の定款は、平成二十四年八月二十日までの間、 山口県環境生活部県民生活課及

平成二十四年七月十七日

山口県知事

=

井

関

成

平成二十四年六月二十日 申請のあった年月日

灎 噩 强 極

県史編さん事業の年 度を越える印刷を一括 契約すること。 过 平成24年度から 平成25年度まで 43.068千円 離

単位 (田十

	減収補てん憤	描
	電でん	重
<u>= </u>	衝	9
		ш
		野
2, 500, 000	2.500.000	限度額
	証書借入又は証券発行	起債の方法
	年8.0%以内本8.0%以内本8.0%以内本代し、判率的原理的人式上、到面上方式的企业。 全国 大大九名 全国 大大九名 大大大石 (大大大石) 東京 大大大石 (大大石) 大大石 (大大石) 大大石 (大大石) 中国 大大石 (大大石) 中国 東京 (大大石) 中国 東京 (大大石) 中国 東京 (大大石) 中国 大大石 (大大石) 中国 (大石) 中国 (利率
	元利均等半年賦又は元金 対等半年賦の年以内 ただし、特別のもの は、借入先と協議して定 める条件による。	償還の方法

名

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人西岩国・駅と広域まちづくりの会

代 名 表 者 の 氏 名 称

主たる事務所の所在地 岩国市錦見六丁目一五番三号

(三二九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

二十三年十二月二日山口県公告 (三五三) に係る大規模小売店舗について次のとおり山 口市から意見を聴きました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十四年七月十七日から同年八月十七日までの間、 山口県商工労働

平成二十四年七月十七日

山口県知事 _ 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

称 イエローハット山口店・ユニクロ山口店

所在地 山口市宮島町九九七の

意見の概要

П

特に配慮を求める事項はない。

(三三〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

Щ

国市から意見を聴きました。 二十三年十二月二日山口県公告 (三五四) に係る大規模小売店舗について次のとおり岩 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十四年七月十七日から同年八月十七日までの間、山口県商工労働

平成二十四年七月十七日

山口県知事 _ 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

パルティ・フジ南岩国 (B敷地)

所在地 岩国市南岩国町三丁目八〇三の

名

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三三一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

山口市から意見を聴きました。 二十三年十二月十六日山口県公告 (三八一) に係る大規模小売店舗について次のとおり 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十四年七月十七日から同年八月十七日までの間、 山口県商工労働

平成二十四年七月十七日

山口県知事

=

井

関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 山口市小郡下郷七六三の二 名 称

ザ・ビッグ小郡店

意見の概要

特に配慮を求める事項はない

(三三一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

防府市から意見を聴きました。 二十三年十二月十六日山口県公告 (三八二) に係る大規模小売店舗について次のとおり 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、 平成二十四年七月十七日から同年八月十七日までの間、 山口県商工労働

平成二十四年七月十七日

山口県知事 井 関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ防府店

名称 所在地 防府市警固町一丁目一番五五号

意見の概要

特に配慮を求める事項はない

名

称

通津ショッピングセンター

(三三三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

二十三年十二月十六日山口県公告 (三八三) に係る大規模小売店舗について次のとおり 岩国市から意見を聴きました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

当該意見は、平成二十四年七月十七日から同年八月十七日までの間、 山口県商工労働

部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月十七日

山口県知事

=

井

関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 岩国市通津三七三五

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三三四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

岩国市から意見を聴きました。 |十三年十二月十六日山口県公告 (三八四) に係る大規模小売店舗について次のとおり 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十四年七月十七日から同年八月十七日までの間、山口県商工労働

Щ

П

平成二十四年七月十七日

山口県知事 = 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 称 玖珂ショッピングセンター 岩国市玖珂町五一四九の

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三三五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

周南市から意見を聴きました。 二十三年十二月十六日山口県公告 (三八五) に係る大規模小売店舗について次のとおり 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、 平成

部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十四年七月十七日から同年八月十七日までの間、 山口県商工労働

平成二十四年七月十七日

山口県知事 = 井 関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 所在地 周南市大字夜市二九三六の一 株式会社いちや家具店

意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(三三六)周南都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

す。 用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供しま 条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、 る同法第二十条第一項の規定による周南都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四 周南市から都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用す 同法第二十一条第二 |項において準

平成二十四年七月十七日

山口県知事 = 井 関 成

都市計画の種類及び名称

周南都市計画特別用途地区

都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(三三七) 周南都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧

る同法第二十条第一項の規定による周南都市計画緑地の変更に係る同法第十四条第一項 周南市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同

平成二十四年七月十七日

2374 号

山口県知事 二 井 関

成

都市計画の種類及び名称

第

都市計画の図書の写しの縦覧場所周南都市計画緑地三百一周南緑地

山口県土木建築部都市計画課

(三三八)周南都市計画墓園の変更に係る図書の写しの縦覧

法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同る同法第二十条第一項の規定による周南都市計画墓園の変更に係る同法第十四条第一項周南市から都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

平成二十四年七月十七日

山口県知事 二 井 関 成

周南都市計画墓園三百一大迫田墓園都市計画の種類及び名称

山口県土木建築部都市計画課都市計画の図書の写しの縦覧場所



山口県選挙管理委員会告示第六十号

あった政治団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一項の規定による届出が

平成二十四年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正

顕

畠堀計之後接会	草起会	税理士による山 本しげたろう後 接会	晋作プロジェク ト	清水ひろし後接 会	飯田てつなりサ ポーターズ	政治団体の 名 称
野胄	飯田	辻 堅太郎	伊藤	清水	飯田	代表者の 氏
計之	哲也	圣 太郎	央	浩司	実	格の名
藤原	堀内		田淵	清水	堀内	会計責任 者の氏名
信彦	恵美	秀幸	雄三	惠子	惠美	唐 (((((((((((((((((((
光市虹ケ丘2丁目7番 /9号	周南市舞車町5番42号	岩国市周東町下久原 /の4	大字奈美542の	防府市大字鈴屋279	山口市後河原35の /	主たる事務所の所在地 その他の事項
						その他の事項
*	*	*	*	*	平成24、	龍田弁
, /2	" 19	» 2/	, 7	» 2/	24° 26	編 編 展出 年月日)

山口県選挙管理委員会告示第六十一号

あった政治団体の異動事項は、次のとおりである。
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出が

平成二十四年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顕

	青木明夫後援会		自由民主党林業支部		自由民主党山口	自由民主党山口県トラック支部		η. γ
	淡		::党/		完!	完		於
	公公		水業支					T
			联		1県萩市第一支部	7	7	*
					(本 	ック支	3	9
					幣	谱	À	Þ
							Š	**
-	会計責任者	事務所	会計責任者	代表者	*	会計責任者	型 4	田 朴 甫 佰
	西川皷	山口市駅通り 2丁目4番/7	字多村智則	河村	秦將	高橋 胆	群	異
	戴子	通り 7	順	建夫	將宣	則彦		動
	田田	周南市分野上245	河村	梅田	波多里	坂田		长
	冲	市大字鹿 2452の 2	明彦	孝文	波多野恵造	後平	田	俗
	"		*		"	平成20	(年月	編品
	25		/#		20	9,74		参引
	•	•				•		

山口県選挙管理委員会告示第六十二号

会計責任者

恒緬

海川

坂田

一級

•

6

內

袮

夏草会

たかこの会

1

19

会計責任者

宇多村智則

河村

明彦

1

/4

7

表

黄

河村

建夫

梅田

李女

会計責任者

蔡

光恒

池永七三郎

•

20

があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十七条第一項の規定による届出

平成二十四年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上

符 正

顕

平成23、 /2、30	下関市彦島福浦町2丁目7番//号	岩本 佳子	加納 八良	岩本直人後接会
解 散 年月日	主たる事務所の所在地	会計責任 者の氏名	代表者の 氏 名	政治団体の名称

山口県選挙管理委員会告示第六十三号

火曜日

があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第二項の規定による届出

平成二十四年七月十七日

平成24年7月17日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符

正

顕

	金管理団体
、州以7/1里共	八群 合
24	資
称	余
主たる事務	卻
:る事務所の所7	出
f在地	4
代表者の氏名	本
年月日	がいた。

周南市舞車町5番42号

岩田淳司後援会

#

統

严

周南市大字久 | 周南市大字久 | 〃 米//20の4 | 米278の3

23

飯田

哲也 | 山口県知事 | 草起会

飯田 哲也

山口県選挙管理委員会告示第六十四号

があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による届出

平成二十四年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長

上

符

正

顕

戸倉多香子	の油山事場の異動の届出をした者の氏名	全管理!
山口県議会 議員	公職の種類	
夏草公	資金管理団体の名称	
24	毗⊯	
柊	专项	
夏草会	新	異重
		動
たかこの会	田	内容
平成24、	編編月月出出	

山口県選挙管理委員会告示第六十五号

員会告示第九十七号)の一部を次のように改正する。 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示 (平成八年山口県選挙管理委

平成二十四年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符

正

顕

「光市隣保館」を「あさえふれあいセンター」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第六十六号

示第五号) の一部を次のように改正する。 不在者投票のできる病院の指定に関する告示(昭和六十二年山口県選挙管理委員会告

平成二十四年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正

顕

盤台病院医療法人和同会常 宇部市野中一丁目三番二六号 を

六

묵

ション病院 部西リハビリテー 医療法人和同会宇

宇部市大字沖ノ旦七九七

に改める。

山口県選挙管理委員会告示第六十七号

平成二十四年七月十七日

十四号)の一部を次のように改正する。

不在者投票のできる病院の指定に関する告示 (平成十年山口県選挙管理委員会告示第

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正

顕

「防府市大字高井八六一」を「防府市大字高井九六一」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第六十八号

会告示第九十九号)の一部を次のように改正する。 不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示 (平成八年山口県選挙管理委員

平成二十四年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

大字吉敷一五六四の一」を「〃 吉敷佐畑四丁目四番四四号」に改める。

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示 (平成十七年山口県選挙管理委

員会告示第八号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月十七日

山口県選挙管理委員会告示第六十九号

Щ

П

¬ "

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

「山口市大字吉敷三〇四二の一」を「山口市吉敷中東一丁目一番二号」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第七十号

員会告示第三十九号)の一部を次のように改正する。 不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示 (昭和六十三年山口県選挙管理委

平成二十四年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符

正

顕

山口市大字吉敷一三九五」を「山口市吉敷佐畑四丁目八番一号」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第七十一号

告示第百三十七号)の一部を次のように改正する。 不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会

平成二十四年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長

上

符 正

顕

「吉敷郡小郡町大字下郷二九」を「山口市小郡尾崎町二番一号」に改める。

平成二十四年七月十七日発行平成二十四年七月十七日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁